

行政改革の実施状況（ポイント）

（「行政改革推進法」、「行政改革の重要方針」及び「今後の行政改革の方針」のフォローアップ）

平成19年3月30日 行政改革推進本部

行政改革推進法の実施状況

項目	概要	実施状況
政策金融改革	20年度において、政策金融機関の組織を再編成し、新たに一の機関を設立（国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、国際協力銀行について、組織及び機能を再編成し、その機能を新政策金融機関に担わせる。国際協力銀行の海外経済協力業務は、(独)国際協力機構に移管。沖縄振興開発金融公庫については24年度以降に統合。） 商工組合中央金庫、日本政策投資銀行は完全民営化。公営企業金融公庫の廃止及び資本市場等を活用した新たな仕組みへの移行	以下の政策金融改革関連法案を19年通常国会に提出 ・「株式会社日本政策金融公庫法案」及び「株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」 ・「株式会社日本政策投資銀行法案」 ・「株式会社商工組合中央金庫法案」 ・「地方公営企業等金融機構法案」 国際協力銀行の海外経済協力業務については(独)国際協力機構に移管する等を内容とする「独立行政法人国際協力機構法の一部を改正する法律」が18年臨時国会において成立。
独立行政法人の見直し	18年度以降初めて中期目標期間が終了する独立行政法人の見直し	18年度の見直し対象である23の独立行政法人につき、昨年末に見直し内容決定。（今回の見直しにより、次期中期目標期間全体で約1,900億円のコスト削減効果見込み）（行政改革推進本部(18年12月24日)）。 23法人のうち唯一特定独立行政法人（公務員型）であった自動車検査独立行政法人の役職員の非公務員化について、「自動車検査独立行政法人法及び道路運送車両法の一部を改正する法律案」が19年通常国会において成立（19年4月1日施行）【15年度から17年度の見直しについてはp3を参照】
特別会計改革	一般会計と異なる取り扱いの整理、企業会計の慣行を参考とした資産・負債の開示等の情報開示等に係る法制上の措置等 31特別会計の統廃合・効率化等の改革の方向性 5年を目途に改革、財政健全化に総額20兆円程度の寄与等 特定財源の見直しの方向性	「特別会計に関する法律案」が19年通常国会において成立（19年4月1日施行） ・31の特別会計を平成22年度までに17に統廃合 ・剰余金の処理について、合理的な見積もり金額等を除き、予算で定めるところにより一般会計に繰り入れることができる旨の規定を整備 ・各特別会計について、企業会計の慣行を参考とした資産・負債等の開示の法定化 18年度予算において13.8兆円、19年度予算において1.8兆円を一般会計に繰り入れる等、財政健全化に貢献 道路特定財源について、「道路特定財源の見直しに関する具体策」を閣議決定（18年12月8日）
総人件費改革	5年間で国家公務員の総数を5%以上純減するという目標を設定し、必要な施策を講ずる 行政機関等の職員を5%以上純減するための円滑化措置（配置転換、採用抑制等）を講ずる 5年間で地方公務員を4.6%以上純減するよう地方公共団体に要請し、協力する	国の行政機関の定員33.2万人のうち18,936人（5.7%）以上の純減を確保する「国の行政機関の定員の純減について」を18年6月30日閣議決定し、法律の純減目標を上回る計画を決定。19年度は総人件費改革の実質初年度として、平成18年度（1,502人）を大幅に上回る純減（2,129人）を確保 自衛官の人員数(23.7万人)についても19年度は778人の実員の純減（18年度300人）を確保 国会、裁判所等の職員の定員（3.1万人）においても業務の合理化等の取組を実施 「国家公務員の配置転換、採用抑制等に関する全体計画」を18年6月30日閣議決定。国家公務員雇用調整本部により配置転換を推進（19年度においては748人の内定。平成20年度の各府省の受入目標を704人と設定） 地方公務員(2,998,402人(18年4月1日現在))については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(18年7月7日閣議決定)において、5年間で行政機関の国家公務員と同程度の定員純減（5.7%）を行うと決定。 18年度で、対前年比43,720人（1.4%）の純減
国の資産及び債務に関する改革	国の資産の圧縮、財政運営原則等 資産規模の縮減（長期的目安としてGDP比半減）国の資産及び債務の管理の在り方を見直し 国の資産・債務改革について、財務大臣が、18年度中に、具体的内容、手順及び実施時期を定め公表	経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006（18年7月7日閣議決定）において、平成27年度末に国の資産規模対GDP比の半減を目指し、国の資産を約140兆円規模で圧縮等の方針を決定 国有財産に関し、東京23区内の庁舎の移転等について有識者会議において中間取りまとめ（19年3月23日） 資産・債務改革に係る工程表を財務大臣が取りまとめ、経済財政諮問会議に報告（19年3月27日）

<p>公務員制度改革</p>	<p>能力・実績主義に基づく人事管理、退職管理の適正化についてできるだけ早期にその具体化の措置</p> <p>公務員の労働基本権その他の公務員に係る制度の在り方について、幅広く検討</p> <p>国と民間企業との間の人事交流を促進するため必要な措置等について検討</p>	<p>能力・実績による人事管理の徹底について、経済財政諮問会議における「国益を真に追求する優秀な人材が集まり、誇りを持って仕事に邁進し、責任を果たせる仕組み、将来にわたってその能力を生かせる仕組みを作っていくことが大切である」との総理の指示を踏まえ、必要な法案化等の作業を急いでいる。</p> <p>再就職規制について、経済財政諮問会議における「各省庁による再就職あっせんを禁止して、「新・人材バンク(仮称)」へ一元化することで押し付け的あっせんを根絶する」、機能する「新・人材バンク(仮称)」を可能な限り早期に立ち上げ、設置後3年以内に完全な一元化を必ず実現したい」との総理の指示を踏まえ、必要な法案化等の作業を急いでいる。</p> <p>また、厳格な行為規制を導入し、監視体制を整備する等のため、必要な法案化等の作業を急いでいる。</p> <p>行政改革推進本部令により設置された行政改革推進本部専門調査会において、検討中。19年4月中の専門調査会における中間とりまとめを要請</p> <p>官民人事交流法の改正、施行(18年9月20日)また、官民交流の抜本的拡大を図るため、国・経済界・有識者等からなる官民交流推進体制を平成19年度より整備</p>
<p>規制改革</p>	<p>各分野における規制の在り方について検討し、必要な措置を講ずる</p>	<p>規制改革・民間開放推進会議の最終答申(18年12月25日)。翌26日、同答申に記載されている具体的施策を最大限尊重する旨の閣議決定。同答申を受けて、「労働契約法案」等を19年通常国会に提出</p> <p>規制改革・民間開放推進会議の後継組織として規制改革会議が設置(19年1月26日)、31日初会合。同年6月頃を目途に、規制改革に関する新3か年計画を策定予定</p>
<p>競争の導入による公共サービスの改革</p>	<p>公共サービス改革法(市場化テスト法)に基づく改革を推進</p>	<p>公共サービス改革法の施行(18年7月7日)</p> <p>「公共サービス改革基本方針」の閣議決定(18年9月5日)対象事業の追加のため、「公共サービス改革基本方針」の改定を閣議決定(18年12月22日)(8分野16事項を追加)</p> <p>「公共サービス改革法」の一部改正法案を19年通常国会に提出</p>
<p>公益法人制度改革</p>	<p>「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」の適切な運用を確保</p>	<p>公益認定等委員会の発足(19年4月発足。内閣府に設置)</p>
<p>政策評価の推進</p>	<p>内閣の重要政策に係る政策評価の重点的かつ効率的な実施の推進</p>	<p>各府省は、内閣総理大臣施政方針等に示された内閣の重要政策に関する政策評価について、評価を重点的かつ効率的に実施</p>
<p>その他横断的事項</p>	<p>政府及び地方公共団体の事務及び事業の透明性の確保を図り、その必要性の有無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行う</p>	<p>左記の考え方に基づき、総人件費改革、市場化テストなどを推進</p>

既往の閣議決定の実施状況

項目	概要	実施状況
政府関係法人の見直し	<p>特殊法人等整理合理化計画の具体化の推進</p> <p>「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」(15年8月1日閣議決定)に基づき、中期目標期間の終了時において組織・業務全般について極力縮小する方向で見直し</p> <p>行政代行法人等の見直し</p>	<p>改革対象163法人のうち136法人について既に廃止、民営化、独立行政法人化等を措置済み</p> <p>公営競技関係法人については、所要の法律案を平成19年通常国会に提出</p> <p>15年度には(独)教員研修センターについて見直しを実施し、16・17年度には、17年度末までに中期目標期間が終了する56の独立行政法人の見直しを決定(56法人を42法人に整理・統合、44法人(職員約12,000人)を非公務員化等)(行政改革推進本部(16年12月24日、17年12月24日))。所要の法改正</p> <p>基金等を保有する法人等については、約1,700億円の国庫返納等の見直しを行政改革推進本部において決定(18年12月24日)</p>
社会保険庁改革	<p>20年10月を目途に、現行の社会保険庁を廃止するとともに、公的年金と政管健保の運営を分離の上、それぞれ新たな組織を設置する等の解体的出直し</p>	<p>政管健保の公法人化(「全国健康保険協会」の設立)について、「健康保険法等の一部を改正する法律案」が平成18年通常国会において成立</p> <p>年金の財政責任・管理責任は国が担う一方、その運營業務は非公務員型の新法人に担わせることについて「日本年金機構法案」を19年通常国会に提出</p>
行政効率化	<p>各府省毎に行政効率化推進計画を作成し、行政効率化を推進</p> <p>取組実績をフォローアップし公表</p>	<p>行政効率化関係省庁連絡会議を開催(19年2月6日)</p> <p>主要な取組の19年度予算における削減効果は 606億円(取組開始後の累計額)</p> <p>平成17年度における公共事業のコストの縮減効果は 4,577億円</p>
電子政府	<p>電子政府構築計画に盛り込まれた施策を着実に実施</p>	<p>電子政府の総合窓口(e-Gov)を活用した手続のワンストップサービスを18年4月から開始し、各府省の手続の移行を実施中(これまでに9府省が実施)</p> <p>最適化対象の業務・システムのうち83分野について最適化計画を策定</p>
地方分権の推進	<p>市町村合併の推進</p> <p>行政改革推進のための新たな指針の作成</p> <p>地方公共団体の行政改革に関する取組状況を公表</p>	<p>市町村合併は、11年3月末に3,232あった市町村が19年3月末には1,804となるなど、相当程度進展</p> <p>「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(17年3月29日総務事務次官通知)、「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(18年8月31日総務事務次官通知)を策定</p> <p>各地方公共団体が作成する集中改革プランについて取りまとめ、公表(18年8月31日)</p>